

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年5月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第14号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項に次の1号を加える。

(20) 京都市ふるさと納税基金条例に規定するふるさと納税寄付金を領収する場合

第43条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 京都市ふるさと納税基金条例に規定するふるさと納税寄付金を領収した場合又は  
払込みを受けた場合

第57条に次の2号を加える。

(18) 特別定額給付金

(19) 子育て世帯への臨時特別給付金

附 則

この規則中第43条の2の改正規定は公布の日から、第57条の改正規定は令和2年6月1日から施行する。

(会計室)